

海外情報

フィリピンの税務行政と税制の概要

国税庁国際業務課（長期出張者）

村田 裕 樹

SUMMARY

国税庁では、我が国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、職員を長期に海外へ派遣し、情報収集等を行っている。

本稿は、フィリピンに派遣されている職員が、同国の税務行政と税制についての概要を簡潔に整理し、最新の税制関連の動向を含めて解説したものである。

なお、本稿の内容は、2013（平成 25）年 9 月時点において著者が入手できた資料のうち、最新のものを基に執筆されている。（平成 25 年 11 月 29 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

はじめに	226
フィリピンの概要	226
フィリピンの税務行政	227
1 組織の概要	228
2 税務行政の特徴	231
3 現在掲げられている戦略的運営	232
4 調査	236
5 国際課税	238
税制の概要	239
1 個人所得税	239
2 法人所得税	239
3 付加価値税	240
4 百分率税	240
5 物品税	240
6 遺産税、贈与税	240
7 印紙税	240
8 付加給付税	240
9 投資に対する優遇措置	240
10 加算税等	241
おわりに	241

はじめに

本稿はフィリピンの税務行政の取組みを中心とし、現地の税制関連の最近の動向を含めて説明を行ったものである。データ等については、執筆時の 2013 年 9 月時点で入手できたもののうち、最新のものを掲載しており、邦貨換算額の為替レートは 1 ペソ = 2.2 円で計算している。

なお、本稿におけるコメントや意見は、全て筆者の個人的な見解である。

フィリピンの概要

フィリピンは東南アジアに位置する 7,107 の島々からなる国(面積 299 百平方キロメートル:日本の約 8 割)であり、約 9,400 万人

の人口を抱えている。人口は増加の一途をたどっており、2020 年には 1 億人を突破する見通しである。

主要な産業は、農林水産業で就労人口の約 3 割が従事している。その他繊維、電子部品の組立て等も主要な産業として挙げられ、大部分がマニラおよびセブ都市圏に位置している。また、近年豊富な若い労働力、安い人件費、高い英語スキルと IT 技術によりコールセンターを代表とするビジネスプロセスアウトソーシング産業(BPO)が急成長しており、特にコールセンターの売上高はインドを追い抜き、2010 年に世界最大規模の座を獲得した。

BPO 産業の拡大、首都圏における高層ビルの建設ラッシュ、堅調な国内消費等によりこ

のところ経済成長率は急激に伸びており、2012年のGDP伸び率は6.6%とASEANの中では最高となった。2013年に入ってから好調な経済状況は変わらず、同年は6%~7%の成長率が予測されている。また、フィリピン経済を支えているフィリピン海外就労者（フィリピン人口の1割にあたる約940万人が海外で出稼ぎ労働者として就労している）からのフィリピン国内向け送金も2011年に200億ドルを突破し、経済の拡大は順調といえる。

現在日系企業も労働者の賃上げが続く中国やベトナムに代わる国として、賃上げ率5%程度と安定した労働コストを持つとともに、経済が好調なフィリピンを候補に挙げている。そこには、かつての低い経済成長に苦しんでいた姿は無い。

しかしながら一方で、貧困問題は依然として深刻であり、2013年4月の発表によれば⁽¹⁾、2012年現在で貧困ライン(衣食住に最低限必要な生活費：全国平均1世帯あたり月7,821ペソ(約17,200円))以下の生活を強いられている国民の割合は27.9%であった。これは、2006年の28.8%、2009年の28.6%とほぼ同程度であり、2010年の就任以降、貧困撲滅を目標に掲げ国政運営を行っているアキノ現大統領に対する非常に厳しい結果となった。

また、貧困についてはその原因として、短期的には台風等の自然災害、中長期的には経済成長に比して高いとされる年25%の人口増加率が挙げられる。後者の出生率の高さを危惧し、ファミリープランニングを各家庭の判断に任せたいとするアキノ現大統領の意見に対し、政治に大きな影響をもつとされるカトリック教会は、真っ向から反発している。この状況下で2012年12月に人口抑制化法案が一旦は成立するも、反対派の動きが激しく2013年3月に最高裁により施行が差し止められる結果となった。

このように、貧困問題の解決はまだまだ長

い道のりを要すると考えられ、富裕者層と貧困者層の差は大きくなっていく一途であるといえる。

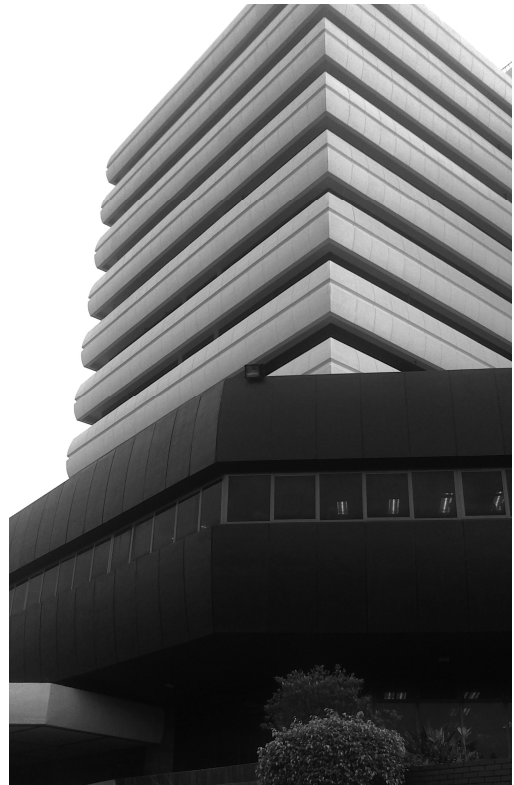
フィリピン経済の推移

年	2008	2009	2010	2011	2012
実質経済成長率の推移(%)	4.15	1.15	7.63	3.91	6.59
一人当たり名目GDP(USドル)	1,918	1,851	2,155	2,386	2,614

(出所) IMF-WORLD ECONOMIC OUTLOOK DATABASE
<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/index.aspx>

フィリピンの税務行政

フィリピンにおける税務執行の担当であるフィリピン内国歳入庁(Bureau of Internal Revenue、以下「BIR」という。)は、効率的かつ効果的に徴税を実施し、納税者に対して質の高いサービスを提供すると共に、税法の適正かつ公正な執行を確保し、国の歳入の増加を図ることを使命としている⁽²⁾。



なお、BIR は関税を除く内国税の賦課徴収を担当しており、関税については関税局が、地方税については地方自治体税務当局が、社会保険料については社会保障システムが担当している。

2010 年 7 月に就任したアキノ大統領は、大胆な制度の改革を論じるよりも、フィリピン社会に根付く汚職の撲滅を就任後の最重要課題に掲げるとともに、脱税事件の告発・訴追の強化を命じ、本来あるべき歳入の確保を図ろうとしている。

1 組織の概要

(1) 組織の変遷

1904 年 8 月 1 日開庁

1947 年 終戦に伴い共和国の再独立が図られ、会計部局、歳入部局、統計部局を一本化し、それまで分散していた申告データを統括管理した

1951 年 現在の部局の骨格となる 法務、申告・調査、徴収の各部が作られる

1957 年 内国歳入庁の長が、徴税官から長官と改称され、組織の拡大が図られる

1976 年 マニラ市より、現在の本庁舎のあるケソン市に移転

1988 年 付加価値税 (VAT) 導入に伴い機構改革

1997 年 現行法である内国歳入法の採択により、現在の庁の機構が 総務・人事、運営 (調査・徴収等) 法務、情報システムの各グループとなる

(2) 組織全体の概要

- ・内国歳入庁本庁 (National Office)
- ・国税局 (Revenue Region) 19 局
- ・税務署 (Revenue District Office) 115 署
- ・歳入データセンター (Revenue Data Center) 本部及び地方センター計 5 ヶ所

BIR 職員構成 (2012 年末現在)

業務内容	本庁	局・署	合計
管理	154	394	548
賦課決定	303	2,163	2,466
徴収	173	2,147	2,320
物品税	223	0	223
文書管理	118	812	930
情報処理	374	1,434	1,808
法務・監察	85	160	245
納税者サービス	40	145	185
総務	623	839	1,462
合計	2,093	8,094	10,187

(出所) BIR ANNUAL REPORT 2012

職員の男女比率はほぼ半々であるが、局署においては男 8 : 女 2 なのに対し、本庁の比率は逆に男 2 : 女 8 となる。

これは調査や徴収担当などの現業が半数以上を占める局署へは男性が、総務関係や管理運営等の内勤が主な本庁へは女性が勤務を希望する傾向にあるためであるといえる。また本庁と局署における勤務時間に差は無く、本庁でも定時には帰庁することが可能なことから、子供を持つ女性にとって本庁は比較的働きやすい環境にあることも女性が集まる要因の一つといえる。なお、定年退職の年齢は 65 歳である。

(3) 幹部

内国歳入法においては、1 名の長官 (コミッショナー) と 4 名の次長をおくことが定められている⁽³⁾。

組織形態としては、各次長が統括する総務・人事、運営、法務、情報システムのそれぞれのグループ毎に部長が統括する業務部 (サービス) が属し、その下に課 (ディビジョン) が、さらにその下に係 (セクション) が続いている。部長職のうち企画マネジメント、

大規模納税者、政策開発・執行、職員実績評価の4部は長官直轄であり、上部及び下部組織を持たない。

(4) 組織図および各部署の役割

各部署のおおまかな役割は業務部毎に分類できる。各業務部が全体の管理を行い、具体的な業務はその下部組織である課、さらにその中の係が行うことになる。グループ及び業務部は、それぞれ下部組織を統括する位置づけにあるが、それら下部組織を含む大きな区分を表すものというよりも、それぞれが数名のスタッフを擁する一つの独立した部署である。それぞれの役割については以下のとおりである⁽⁴⁾。

《総務・人事担当グループ傘下》

人材開発業務部 - 人事、研修、診療、職員の厚生、その他の総務事務
 財務業務部 - 予算支出管理
 管理業務部 - 調達、資産維持管理等の会計事務

《法務担当グループ傘下》

法務業務部 - 税法・施行規則・通達の策定および解釈、異議申し立て等に対する審理、訴訟案件、租税条約等国際課税案件、その他法務関係事務
 監察業務部 - 内部統制、監察業務、並びに職員を対象とする行政事件訴訟に関する公式調査等
 査察・納税者保護業務部 - 悪質脱税事案の調査、情報活動、訴訟対応

《運営担当グループ傘下》

納税者支援業務部 - 納税者サービスの向上、税務情報・教育の提供、納税者情報の更新、納税者登録手続の改善・向上等
 賦課決定業務部 - 税務調査、資産評価、優

遇税制の利用に関する監視等

徴収業務部 - 内国税の徴収事務、効果的な源泉徴収の実施等

地域事務所 - 各地域における国税局（19局）および税務署（115署）

《情報システム担当グループ傘下》

情報システム開発業務部 - 情報システムの開発・維持、本庁と歳入データセンターを結ぶ総合的情報システムの管理

情報システムプロジェクト管理業務部 - 情報システムの活用計画、セキュリティ管理、技術開発等

歳入データセンター - 各地域における歳入データセンター（5ヶ所）

《長官直轄業務部》

大規模納税者業務部 - 大規模納税者に対する納税者サービス、調査、徴収等

企画マネジメント業務部 - BIR 全体の戦略・事務計画、活動報告、活動評価、組織機構の開発、手続等の見直し等

政策開発・執行業務部 - 国際支援からの借入金をはじめとした資金による税務行政改革の管理・運営

職員実績評価課 - 職員の業績評価

上記のとおり、国税局および税務署は、運営担当グループの下部に位置する。

国税局は、査察課を除き管理運営部署のみで構成されており、調査や徴収の現況部隊を持たないため小所帯であり、通常は庁舎のワンフロア程度の規模である。

税務署は、賦課決定部門、徴収部門、総務部門、納税者サービス部門等からなる。唯一大規模納税者担当署が、大都市であるマカティ市、セブ市にのみ置かれており、本庁の大規模納税者担当の直轄署として同部署から来る調査官と共同で調査に当たっている。

2 税務行政の特徴

税務行政の特徴的な取組として次のようなものがある。

(1) ノルマ主義

財務省が年間及び月次徴税目標額を策定。BIR はこれを部署別に割当て、各年初に公表

する。そしてそれを具体化した個人目標（ノルマ）が各調査担当者に課されている。

2013 年の目標徴税総額は約 12,715 億ペソ（約 2 兆 7,973 億円）であり⁽⁵⁾、各月次達成額は翌月上旬公表され、業績評価が実施される。

BIR の徴税目標および徴税実績の趨勢

	徴税目標 (億ペソ)	徴税実績 (億ペソ)	目標達成割合 (%)
2008年度	8,449 (約18,587億円)	7,785 (約17,127億円)	92.1
2009年度	7,984 (約17,564億円)	7,502 (約16,504億円)	94.0
2010年度	8,604 (約18,928億円)	8,226 (約18,097億円)	95.6
2011年度	9,400 (約20,680億円)	9,241 (約20,330億円)	98.3
2012年度	10,661 (約23,450億円)	10,579 (約23,273億円)	99.2

(出所) BIR ANNUAL REPORT 2008-2012

2012 年の税収内訳

単位：億ペソ

所得税	付加価値税	物品税	百分率税	その他	合計
6,425 (約14千億円)	2,296 (約5千億円)	723 (約15百億円)	526 (約11百億円)	609 (約13百億円)	10,579 (約23千億円)

(出所) BIR ANNUAL REPORT 2012

(2) 信賞必罰

BIR を含む徴税官庁が対象となる、通称「2005 年信賞必罰法」(Attrition Act 2005) が法制化されたことに伴い、開発予算調整委員会が同法適用上の BIR 年間目標額を別途設定する。目標額を達成した場合、徴税実績全体に占める各職員の貢献度に応じて超過部分の一定割合が職員に分配される。一方、目標額を達成しなかった場合は、当該職員は免職若しくは降格処分されることになる。

なお、2006 年 1 月より同法は施行されている。

(3) 査察への取り組み強化

BIR の最優先の目的である徴税目標の達成のため、悪質納税者の取締りの強化を通じた適正な納税の促進が行われている。不正・悪質な納税者を厳しく取締り、一罰百戒的な波及効果を生むことにより、納税者全体のタックス・コンプライアンスの底上げがそこでは図られている。アキノ現大統領の指示によりキム・ヘナレス現長官は、さらにその体制を強化している。

査察強化の取組の一環として、多額もしくは著名人の脱税告発を目標としたキャンペー

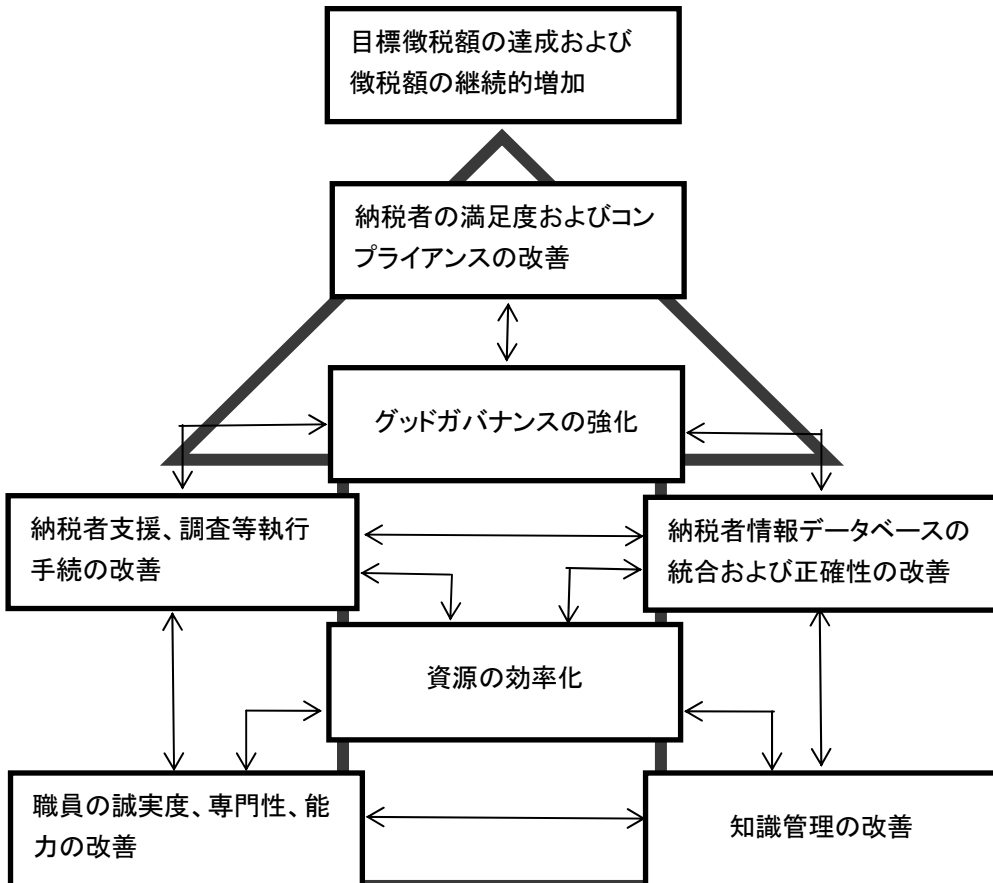
ン「脱税者を追え！」(Run After Tax Evaders 通称：RATE)を実施し、あらゆる情報を基に脱税の告発を行っている。

また、国民に情報提供を求める仕組みもあり、通報内容が正しく脱税が認められた場合、通報者に最高100万ペソ(約220万円)の懸賞金が支払われる。

3 現在掲げられている戦略的運営

BIRは税務行政をよりよく行うための目標として、2011年に2016年までの6年間における戦略的ロードマップを作成している⁽⁶⁾。そして、このロードマップに記された目標を達成するための具体的な指標として、複数の項目を設定し、半期ごとに達成度合いを評価することとしている。達成度合いはBIRホームページで誰でも見るできるようになっている。

BIR 戦略的ロードマップ



(出所) Revenue Memorandum Order 23-2011 BIR

BIR 目標・実績指標・算定方式

目標	実績指標	算定方式
目標税収額の達成 および税収額の継続的増加	税収額実績率	$(\text{実際の税収額} - \text{目標税収額}) / \text{目標税収額} \times 100$
	税収額伸び率	$(\text{本年の税収額} - \text{前年の税収額}) / \text{前年の税収額} \times 100$
	タックスコンプライアンス ギャップ 付加価値税 法人所得税 個人所得税	徴収可能な税額 - 現実の税収額 もしくは $(1 - \text{現実の税収額} / \text{徴収可能な税額})$
納税者の満足度 およびコンプライアンスの改善	納税者満足度指標評価	総合的な満足度評価
	申告へのコンプライアンス 付加価値税 法人所得税 個人所得税	実際の申告件数 / 見込まれる申告件数 $\times 100$
	納税者の登録率	$(\text{本年の納税者登録数} - \text{前年の納税者登録数}) / \text{前年の納税者登録数} \times 100$
	申請手続きに要した時間	本年の手続時間 - 前年の手続時間
	還付申請の調査に要した時間割合	120日以内に還付手続を行った件数 / 全体の還付件数 $\times 100$
納税者支援、調査等 執行手続の改善	調査効率	終了済事案件数 / 着手事案件数 $\times 100$
	調査努力率	調査による税収額 / 全体の税収額 $\times 100$
	滞納額の徴収率	滞納額の徴収額 / 滞納額 $\times 100$
	脱税事案件数	月ごとの件数
	脱税事案のうち、裁判事例となった件数割合	裁判件数 / 司法省に脱税案件として提出された件数 $\times 100$
納税者データベースの統合および正確性の改善	申告書の電子情報化割合	電子情報化された申告書 / 保有するすべての申告書 $\times 100$
職員の誠実度、専門性、能力の改善	誠実度	満足度評価
資源の効率化	会計予算利用率	全体の確定支払額 / 予算割り当て額 $\times 100$
	支払処理手続の促進率	24稼働日数以内に支払を行った件数 / 全体の支払件数 $\times 100$

(出所) Revenue Memorandum Order 31-2011 BIR

戦略的ロードマップに対する具体的実施策

(1) 目標税収額の達成および税収額の継続的増加

南京錠作戦 (Oplan Kandado)

2009年1月から、適正に申告を行わない者や、領収証の発行を怠った者等に対し、当局の改善指示に従うまでは事業所や店を外側から強制的に施錠し、営業停止にしてしまうという強硬策を実施している。施錠の状況を定

期的にメディアにリークし、潜在的悪質納税者に対する未然防止を図るなど、徴税そのものと同時に納税者のコンプライアンス向上策として定着している。2011年1年間で約99百万ペソ(約227百万円)の徴税(営業停止になった店舗数621)に結びついた⁽⁷⁾。

脱税者を追え! (Run After Tax Evaders 通称: RATE)

前述の査察強化に対する取り組み。2012

年の告発件数は 57 件、追徴税額は約 82 億ペソ（約 180 億円）であった⁽⁸⁾。なお、特別に編成された査察チームは調査官および弁護士や会計士の資格を有する職員から構成される、脱税事案摘発のスペシャルチームである。

第三者情報活用による申告額検証システム（TPI-RELIEF system）

付加価値税（VAT）登録事業者から提出される売上、仕入の個別の取引金額および関税局から収集した輸入金額情報と当該情報に係る納税者の所得税（個人・法人）、VAT 等の申告金額とを突き合わせ、開差が生じた場合、修正申告を求める取り組みが 2002 年以降行われている。本取り組みによる 2006 年から 2011 年までの 6 年間の追徴金額は約 6 億ペソ（約 13 億円）である。

滞納税額の管理プログラム

2009 年に滞納税額を管理するシステム開発が開始され、2010 年以降このシステムを試行的に利用した滞納整理が実施されている。この管理システムにより、2011 年には 14,782 の滞納事案から約 180 億ペソ（約 414 億円）が徴収された。

モバイル徴税官プログラム

徴税官によるモバイル機器を用いた納付受領書の発行、また納付データ、および申告書の即時アップロードを行うものであり、2013 年以降本格実施されている。

税額免除プログラム

2001 年に滞納税額の減少を目的とした税額免除に関する税務規則（過度に賦課決定されたものおよび滞納税額に比して徴収のための行政コストが多くかかってしまうものに対し、加算税等も含めて免除を行う）が発行されている。2012 年は 163 件の免除申請に対し、約 1.8 億ペソ（約 4 億円）の税額が承認された。

円満解決プログラム

このプログラムは、BIR の調査による追徴税額に対し、その調査において問題となった

事項に関し BIR からの十分な証拠提示が無い場合、または、納税者に追徴税額を支払う資金的余力が無いと認められる場合、それぞれ追徴税額の 40%もしくは 10%を納税すればその調査事案は終了するというものである。このプログラムに従い、2012 年は 27 件の事案が認められ、それに対する追徴税額は約 41 百万ペソ（約 9 千万円）であった。

(2) 納税者の満足度およびコンプライアンスの改善

BIR コンタクトセンター

納税者の税に対する理解、自主申告および納税を促す目的で、本庁の管理の下、2003 年に日本国税庁の電話相談センターに相当する部署であるコンタクトセンターが設置された。

BIR コンタクトセンターの利用状況

単位：件

年	全回答件数	左の内訳		
		IP電話	電子メール等	音声回答システム
2010	206,438	85,779	35,242	85,417
2011	248,424	103,218	42,834	102,372
2012	257,781	86,422	43,688	127,671

(出所) BIR ANNUAL REPORT 2010、2011、2012

宝くじ付領収証

大々的な国民からの情報収集策として、2006 年から、領収証に記載の情報（納税者番号、金額等）を携帯電話から BIR にメールすると、抽選で最高 100 万ペソ（約 220 万円）が当たる宝くじプログラム「領収証金額」（Premyo Sa Resibo 通称: PSR）が開始されている。結果として、本取組により多数の偽造領収証が発見されている⁽⁹⁾。

e ラウンジ

国税庁本庁、国税局、税務署の施設には、納税者が無料で利用できるインターネットパ

パソコンが置かれている。パソコンを持たない納税者に対しても、BIRのウェブサイト気軽にアクセスしてもらい、申告書、申請書等を作成・提出してもらうことを目的としている。2012年には合計約5万回の利用があった。

フィリピン事業登録システム

本システムは、起業の際に必要な政府の認可手続きをウェブサイトの一つの窓口で行えるシステムであり、2012年より導入されている。同システムでは、BIRをはじめとして住宅開発相互ファンド(Pag-IBIG)、フィリピン健康保険公社(フィルヘルス)、社会保険機関(SSS)の各政府機関で行う必要のある商号認証取得と登録に関する手続きを一括して処理することができる。これまで2週間程度時間を要していたものが20~30分で行えるようになった。

(3) グッドガバナンスの強化

誠実度プログラム

行政サービスにおける倫理観の向上や誠実度の維持のため、また、全ての職員が愛国心と正義をもって日常業務を行うことを保証するために、監察業務の職員はすべての職員の行動に目を光らせ、必要に応じて職員の実態調査を行っており、また、職員の行動に大きな問題がある場合は起訴も行っている。

2012年は134件の問題行動が発見され、うち21件は汚職に関するものであった。

国民へのサービス改善への表彰

汚職の禁止、国民に対する行政サービスの効果的改善に関する法律に基づき、政府機関は、国民に接して行うサービスに対する理解、国民に対する基本サービスの設置等が必要とされている。調査機関による上記取組の実施状況調査の結果、BIRの税務署のうち11署が「Excellent(優秀)」との評価を受けた。

(4) 納税者支援、調査等執行手続の改善

ICT利用促進プログラムとして、以下の手続がオンラインで行えるようになっている。

eFPS (electronic Filing and Payment System) オンラインによる申告・納税
eRegistration オンラインによる納税者番号の取得

eAccReg (electronic Accreditation/Registration) オンラインによるPOS・レジの使用登録

eSubmission オンラインによる取引先一覧リスト等の送信

eComplaint BIRのウェブサイト上やEメール、携帯メール等によるBIR職員に対する苦情・意見及び納税者に関する脱税情報等の送信

eDST (electronic Documentary Stamp Tax System) BIRウェブ上のシステムを用いた収入印紙の書類への貼付

(5) 納税者データベースの統合および正確性の改善

eTIS (Electronic Tax Information Systems) プロジェクト

ICTにより、納税者情報(登録、申告・納付、モニタリング)データベースを統合し、税務行政の効率的な実施に役立てていこうというものであり、2013年9月現在、統合システムの作成が進行中である。

書類管理の集中化

国税局の文書管理課においては、税務署及び金融機関⁽¹⁰⁾に対して提出された申告書を集中管理することとされ、申告書の受取記録、スキャンニング等が迅速かつ正確に行われている。

(6) 職員の誠実度、専門性、能力の改善

勤労表彰

BIRに勤続30年の職員は、その功績を称えられ表彰を受けている。2012年には521

名の職員が表彰された。

組織合理化プラン

フィリピンにおいては予算庁による分析のもと、各政府機関の業務を合理化するため、職員の配置を合理化する計画が実施されている。この計画により、BIR では 2012 年に新規採用、転籍により 818 名の職員が新たな部署に配属された。

職員研修

以下の研修が年間を通して計画的に行われている。

- (イ) オリエンテーションプログラム - 新任職員全員を対象としている。公務員としての正しい行動規範の理解や BIR の組織、職員としての権利義務、汚職の無い倫理的行動等に関する研修
- (ロ) 技術取得プログラム - 研修内容に関連のある業務を行っている職員を対象とする。調査および徴収手続(関連税法含む) 情報管理等に関する研修
- (ハ) 幹部職員研修 - 各部署の管理者を対象とする。管理者としての知識・管理能力の習得等に関する研修
- (ニ) IT 研修 - 業務に使用する基礎的な IT 技術から高度な技術の習得に関する研修

(7) 知識の改善

業務プロセスの診断及び再設計

世界銀行や国際通貨基金 (IMF) の技術支援を受け、主要な業務 (納税者登録、申告および納税、調査、査察、徴収、納税者サービス等) の現在の問題点を診断および分析したレポートをもとに手続や各種システム等の改善が提案されている。この提案のもと、2012 年には付加価値税 (VAT) 調査プログラムが実施され、VAT 調査特別チームが国税庁大規模納税者業務部およびマニラ首都圏の国税局に設置された。

(8) 資源の効率化

調達プロセスの透明性向上

BIR が入札を行う際に、参加者に対し平等の機会を与え、効果的な入札を行うことを目的としている。

政府調達政策委員会および世界銀行の協力を元に、効果的な入札実務に対する測定・評価を目的とした研修やワークショップ、納入業者等関係者に対し入札に際しての手続き、その考え方についての説明会等が行われている。

4 調査

(1) 担当部署等

調査を担当するのは、本庁・国税局・税務署別に以下のとおりである。

本庁

査察課 ... 査察事案を担当

査察特別チーム (RATE Team) ... 査察事案の内、多額悪質な事案や著名人に関する事案を担当(上記「脱税者を追え！」参照。) 大規模納税者調査課 ... 大規模納税者 (所得税) 事案を担当

大規模物品税納税者調査課 ... 大規模納税者 (物品税) 事案を担当

国税局

査察課 ... 査察事案を担当

税務署

賦課決定係 ... 上記以外の一般調査を担当

調査による税収額

単位：百万ペソ

年	2010	2011	2012	
全体	12,286.16 (約282億円)	19,206.34 (約441億円)	22,114.97 (約486億円)	
内訳	本庁	5,137.00 (約118億円)	10,779.41 (約247億円)	14,462.20 (約318億円)
	局・署	7,149.16 (約164億円)	8,426.93 (約194億円)	7,652.77 (約168億円)

(出所) BIR ANNUAL REPORT 2010, 2011, 2012

(2) 選定

2013 年は重点調査対象として個人事業者および医者・弁護士・エンジニア・会計士などの職業専門家が挙げられている。BIR の発表によれば、特に年間所得税額が 20 万ペソ（およそ 44 万円）を下回る納税者に照準を定めるとされている⁽¹¹⁾。

また、主な選定手法として、産業別の徴税指標システムを実施している⁽¹²⁾。本システムは、各産業毎の財務諸表データから売上高・納税額などの情報を分析し、平均値に基づく指標（産業別ベンチマーク）を策定し、法人所得税・付加価値税（VAT）の納税額が指標を下回る企業を重点的に調査するシステムである。指標を下回ったとして通知書を送付された納税者は、これに対して修正申告をするか反論するかの機会を与えられることになる。

さらに調査対象を絞り込む方法としては、付加価値税（VAT）申告のために納税者が提出した公式領収証（Official Receipt）をデータ化したものを使って、売上と仕入のマッチング作業をするなどの事前検討が挙げられる。

(3) 調査および異議申立て、提訴

BIR による調査、納税者による異議申立て、提訴の流れは一般的に以下のとおりとなっている⁽¹³⁾。

なお、調査できる期間は申告期限後 3 年であるが、不正が発見された場合、その期間は 10 年となる。

調査通知レター（Letter of Authority 通称：LoA）の送付

調査の対象と調査権限を付与された担当者が記載されたレターを納税者に送付するもの。調査権限は、我が国のように管轄下全体に対して及ぶものが付与されるのではなく、納税者毎・調査期間が限定されて付与される。

なお、LoA は発行後、30 日以内に納税者に送られ、納税者受取後 120 日以内に調査が開始される。（当該期間を超えても調査が開始

されない場合は、当該 LoA は失効となる。）

調査担当者による各種関係資料の提出要請一般の調査で会社へ臨場する頻度・時間は少ない。

暫定課税処分通知書（Preliminary Assessment Notice 通称：PAN）の送付
一通り調査が終了した時点で調査結果を納税者に通知する。

指摘事項に対する納税者の主張・反論を含めた BIR との交渉

ここで合意点が見つければ修正申告の提出・納税となる。

* 調査権時効中断手続き（Waiver of the Defense of Prescription）

BIR の調査権限が確定申告期限から 3 年を経過すると時効消滅するため、調査権の有効期間を延長するための手続きがなされる。上記交渉が続く間は半年毎の延長が何度でも繰り返される。納税者は BIR との交渉を打ち切ると判断した場合を除き、この延長手続きに応じる必要があり、もし延長を拒否すると、これまで合意してきた事項は全てなかったものとなり、BIR 側からの一方的な課税処分が下されることになる。

なお、納税者は PAN の受取り後 15 日以内に回答および抗議書の提出を行わなければならない。

最終課税処分通知書（Final Assessment Notice 通称：FAN）の送付

以上のような手続きを経て、最終的に納税者側と BIR 側との主張に歩み寄りが見られず、合意に達しない場合に、最終的な処分を通知する。

異議申立て

納税者は FAN の内容に不満のある場合には、その受領から 30 日以内に反論書を BIR 長官宛に提出する必要がある。また反論の根拠となる証拠書類は 60 日以内の提出が義務付けられている。期限内に異議申立てしない場合には課税処分が決定する。

BIR 長官の決定

異議申立てから 180 日以内に BIR 長官は処分を決定する。

租税裁判所 (Court of Tax Appeals (CTA)) への提訴

BIR 長官の処分に不服な場合は、30 日以内に CTA に対して提訴することができる。CTA においては、小法廷 (In Division)の決定に不服がある場合には、決定後 15 日以内に大法廷 (En Banc)に提訴することができる。

CTA の決定に不服がある場合には、15 日以内に最高裁判所 (Supreme Court) に提訴することができる。

5 国際課税

(1) 租税条約

フィリピンは、現在 38 カ国と租税条約を結んでいる⁽¹⁴⁾。

日本・フィリピン租税条約は、1980 年に発効され、その後緊密化する両国の経済関係の現状に鑑み、政府間による交渉の結果、2008 年 12 月に改正議定書が発効された。

条約改正による限度税率の変更

	配当	利子	使用料
改正前	25%	15%	25%
改正後	15%	10%	10%

改正の内容は、議定書により、現行条約の内容を部分的に改めるものであり、日比間の配当、利子及び使用料の限度税率を引き下げるとともに、みなし外国税額控除についても、適用期限を 10 年(10 年後に廃止)とすることなどとされている。

(2) 情報交換

2010 年 3 月、租税条約に基づく情報交換の障害となっていた国内法⁽¹⁵⁾が整備・改正された⁽¹⁶⁾ことにより、金融機関における預金情

報や納税者情報が入手・公開できるようになった。OECD は、それまで税務上の透明性に関する基準を満たさない国の一つとして、フィリピンをブラックリストに載せていたが、このことによりフィリピンはブラックリストから外されることになった。

また 2011 年 9 月には、情報交換に基づく納税申告書開示に対する大統領の承認権限が財務大臣に委任される形となり、開示に関する事務手続きが簡略化された⁽¹⁷⁾。そして、2013 年 3 月に情報交換マニュアルが作成され、そこでは金融機関が BIR からの情報提供要請に対応しない場合は、BIR 長官が当該機関に文書提出命令を提出し、それでも金融機関が従わない場合には訴訟へ移行すること等、情報収集等の手続に関する細かな規定が定められている⁽¹⁸⁾。

近年は積極的に情報交換を行っており、外国税務当局の職員と情報要請のポイント、問題点について意見交換を行う機会も度々設けられている。

(3) 移転価格課税

かねてから作成が進められていた移転価格に関するガイドラインが 2013 年 1 月に発行された。本ガイドラインの主な内容としては以下のとおりである⁽¹⁹⁾。

適用対象取引：関連会社間のクロスボーダー取引および関連会社間の国内取引

関連会社の定義：直接・間接を問わず、一方の会社が他方の会社を法的強制力による支配、事実上の支配等支配をしていると考えられるあらゆる場合、または、複数の会社が同一のものに直接・間接に所有もしくは支配されている場合のそれらの会社をいう。独立企業間価格の算定方法：(イ)独立価格比準法、(ロ)再販売価格基準法、(ハ)原価基準法、(ニ)利益分割法(残余利益分割法および寄与度利益分割法)、(ホ)取引単位営業利益法のいずれか最もふさわしい方法による

(ベストメソッドルールの採用。)

事前確認：ユニ、パイ、マルチがあり、パイもしくはマルチについては現在 37 の条約締結国との協議が可能。

文書化規定：移転価格に関する書類につき、税務当局への毎回の提出義務はないものの、納税者において保存義務があり、BIR より提出の求めがあった場合には応じなければならない。

税制の概要

関税を除く国税に関する法律は、1997 年に施行された「内国歳入法 (National Internal Revenue Code 1997/Republic Act No.8424/The Tax Reform Act of 1997)」であり、その下に税務規則 (Revenue Regulation: 財務大臣名で交付され、内国歳入法の変更・改正や実施の枠組みを規定)、税務命令 (Revenue Memorandum Order: BIR 内における運用を規定)、税務通達 (Revenue Memorandum Circular: 納税者の手続等を規定) 等が存在している。

1 個人所得税

申告納税方式で行われ、通常の所得 (給与所得およびその他確定税額として源泉徴収の対象とされない所得) は暦年課税で翌年の 4 月 15 日までに申告および納付を行わなければならない。

納税者は以下のように区分される⁽²⁰⁾。

区分	課税対象	税率
フィリピン国籍の居住者	全世界所得	5 ~ 32% (累進税率)
外国籍の居住者	フィリピン 国内源泉所得	
外国籍の非居住者 (年に 180 日以上滞在)		
外国籍の非居住者 (年に 180 日未満の滞在)		総所得に対し 25%

「居住」については、フィリピン国内に居住地を有するかどうかにより判断される。

なお、所得のうち内国法人から受け取る配当金、利息、ロイヤリティ等は源泉分離課税の対象となり、株式および不動産売却については、上記通常所得とは別個に申告が必要となる。

法人を含め全ての納税者に複式簿記による記帳義務が課せられるが、四半期の売上高が 5 万ペソ (約 11 万円) を超えない者には簡易な記帳が認められている。

2 法人所得税

申告納税方式で行われ、事業年度は選択可能であり、事業年度終了後 4 ヶ月と 15 日以内に申告および納付を行わなければならない。

また、徴税確保の観点から、各四半期毎に中間申告書の提出及び納付が義務付けられており (各四半期末日より 60 日以内の申告納付) 確定申告により精算が行われる。

なお、過去 1 年のいずれかの四半期において、売上が 15 万ペソ (約 33 万円) を超える場合には、申告時に会計基準に従い公認会計士の監査済み財務諸表を添付する必要がある。

納税者は以下のように区分される⁽²¹⁾。

区分	課税対象	税率
内国法人	全世界所得	30%
外国居住法人 (比国内で事業に従事)	フィリピン 国内源泉所得	
外国非居住法人 (比国内で事業に従事していない)		30% (源泉徴収が原則。利息や配当等については租税条約による税率軽減有)

最低法人所得税があり、設立 4 年目以降、売上総利益の 2% が課税所得の 30% を超える場合、当該 2% の税額を納めることとされている。また、外国企業のフィリピン支店がその利益を本店に送金する場合には、通常の法人税に加えて 15% の支店利益送金税が課される。その他、10% 留保金課税制度も導入されている。

内国法人から受け取る配当金は非課税であり、利息、ロイヤリティ等は個人所得税と同

様に源泉分離課税の対象となり、株式売却益についても源泉徴収された税額が確定税額となる。

3 付加価値税

申告納税方式で行われ、年間売上が150万ペソ（約330万円）を超える事業者はBIRに付加価値税納税義務者として登録することが義務付けられている⁽²²⁾。

納税義務者は、各月末から20日以内に月次申告および納付を行い、各四半期末から25日以内に四半期申告を行い、調整すべき税額があれば、精算はそこで行われる。

税率は12%（2006年2月以降）であり、仕入税額控除についてはインボイス方式が採用されている。

非課税取引としては、金融業者または生命保険業者、国際海運業者等が提供するサービス、医療、教育サービス等が挙げられ、ゼロ税率取引として輸出取引、国際海運または国際航空に従事する者に対する販売、サービスの提供等が挙げられる。

4 百分率税

付加価値税の対象とならない銀行等の金融業者、保険会社、国内旅客運輸業者、国際運輸業者等については、その総収入に対し、1%～30%の税率で百分率税が課せられる。

5 物品税

フィリピン国内での消費を目的として製造または生産される特定の物品および特定の輸入物品が課税対象となる。なお、付加価値税や関税とは別個に課税され、それらの税の対象とされる場合には、納税者は物品税と付加価値税等両方を負担することになる。

（課税対象）

従量税の対象とされるもの⁽²³⁾ - 発酵酒類、タバコ、航空機用燃料、液化天然ガス等
従価税の対象とされるもの - 自動車、宝石、

香水、ヨット等の娯楽、スポーツ用船舶等

6 遺産税、贈与税

遺産税は、20万ペソ（約44万円）を超える価値の資産の相続があった場合、その資産に対し5～20%の税率で課せられる。

贈与税は、10万ペソ（約22万円）を超える価値の資産の贈与があった場合、2～15%の税率で課せられる。

7 印紙税

商業取引を示す契約書、証書等には印紙税が課せられる。

（例）株券（額面金額200ペソ（約440円）ごとに1ペソ（約2.2円）、不動産譲渡契約書（契約金額1,000ペソ（約2,200円）以下 - 15ペソ（約33円）、1,000ペソ（約2,200円）超 - 1,000ペソごとに15ペソ（約33円）加算）、銀行小切手（1.5ペソ（約3.3円）/小切手）

8 付加給付税

基本給の他に、雇用者から従業員（一般社員以外）に付与する物品、役務、金銭等価物による手当を付加給付という。付加給付の評価額をもとに算定される付加給付の貨幣価値額を割戻し、総額に対し32%の税が課せられる。

9 投資に対する優遇措置

フィリピンでは外国投資誘致の観点から「オムニバス投資法」「特別経済特区法」が制定され、主に投資委員会（Board of Investments、「BOI」）もしくはフィリピン経済特別区当局（Philippine Economic Zone Authority、「PEZA」）へ登録を行うことにより投資優遇措置を受けることができる。

主な優遇措置	適用
所得税免除 バイオニア企業 - 6年間 非バイオニア企業 - 4年間 (いずれも8年までの延長可能) 輸入材料等の輸入関税の免除 輸出税、関税賦課金の免除	BOI PEZA
所得税免除期間後、粗利の5%課税 付加価値税の免除 地方税の免除(固定資産税以外)	PEZA

10 加算税等

- 過少申告加算税 - 追徴税額の25%
- 無申告加算税 - 納付すべき税額の25%
- 重加算税 - 追徴税額の50%
- 経過利子(延滞税) - 法定納期限の翌日から納付の日まで年利20%

おわりに

BIRは上に示したとおり、現在業務の効率化および納税者サービスの観点からICT化を進めており、納税者にとって登録や申告納付等がオンラインで非常に簡単に行えるようになっている。このように便利な環境が整っている状況にある中、納税者コンプライアンスも高まりをみせているが、一方で依然として脱税の問題は大きく、財務省の指摘によれば、脱税による政府の損失額は3,600億ペソ(約7,920億円)以上、国内総生産(GDP)の4%に相当するとされており、脱税の取締りが政府の財政改善に強く結びついていることが示された⁽²⁴⁾。

フィリピンでは、汚職等の問題も根強く、国民からBIRを含めた政府職員に対する評価は厳しいものがある⁽²⁵⁾。脱税もそのような政府に対する期待感のなさから行われるケースもあるかもしれないが、私が長期出張者として接したBIRの職員は、その国民の厳しい目を期待の目に変えるべく、日々の業務に熱心に取り組んでいる。国家財政の改善、ひい

ては国民の生活レベル向上を含めた国としての発展に向けたBIR職員の一層の取組に期待したい。

現在、日本とフィリピンの税務当局の関係は、租税条約に基づく情報交換における協力や、日本国税庁からの講師派遣によるBIR職員への研修、国際税務行政セミナーにおけるBIR職員の日本への受け入れ等が活発に行われ、非常に良好なものであるといえる。このような関係が今後一層緊密化していくことを切に願っている。

-
- (1) 国家統計調整局(National Statistical Coordination Board)の2013年4月23日発表の統計資料より。
 - (2) 日本同様にBIRは財務省(Department of Finance: DOF)の傘下にあり、DOFは歳入計画、租税案を作成している。
 - (3) National Internal Revenue Code Section.3 “Chief Officials of the Bureau of Internal Revenue”
 - (4) BIRホームページより
<http://www.bir.gov.ph/directory/directory.htm>
 - (5) Revenue Memorandum Order 1-2013 BIR
 - (6) Revenue Memorandum Order 23-2011、30-2011、31-2011 BIR
 - (7) BIR ANNUAL REPORT 2011
 - (8) キム・ヘナレス現長官の2010年の就任以降、2012年までの告発件数は176件、追徴税額は435億ペソ(約957億円)に上る。
 - (9) フィリピンにおいては、「公式領収証制度」があり、納税者は領収証を発行する場合には、使用する領収証をBIRに登録することが義務付けられている。
 - (10) フィリピンでの確定申告書提出先は納税が発生する場合、BIRから資格を与えられた金融機関であり(納税も同時に行われる)納税以外の場合は管轄の税務署となっている。
 - (11) 2013年3月18日BIRの記者発表より。国内の自営業者180万人のうち、所得税の未払いがおよそ140万人に上るとみられるとされている。
 - (12) Revenue Memorandum Order No.4-2006,

No.5-2012 BIR

- (13) Revenue Audit Memorandum Order 1-2001 BIR
- (14) オーストラリア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、インド、インドネシア、イスラエル、イタリア、日本、韓国、クウェート、マレーシア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、ルーマニア、ロシア、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、アラブ首長国連邦、イギリス、アメリカ、ベトナム
- (15) Republic Act No.1405 [An Act Prohibiting Disclosure of or Inquiry into, Deposits with Any Banking Institution and Providing Penalty Therefor]
- (16) Republic Act No.10021 [Exchange of Information on Tax Matters Act of 2009]
- (17) Executive Order No.56 [Authorizing the Secretary of Finance to Order the Opening of Income Tax Returns of Specific Taxpayers for Inspection to Effectively Implement Republic Act Number 10021, Otherwise Known as the “Exchange of Information on Tax Matters Act of 2009”]
- (18) Revenue Memorandum Order 3-2013 BIR
- (19) Revenue Regulations No.2-2013 BIR
- (20) 2012 年末時点において約 13 百万人が納税者として登録されている。(BIR ANNUAL REPORT2012 より)
- (21) 2012 年末時点において約 66 万社が納税者として登録されている。(BIR ANNUAL REPORT2012 より)
- (22) 免税点以下の者にも任意登録が認められており、一度登録すると3年間は継続適用する必要がある。
- (23) 酒、タバコ税は2012年12月に増税法が成立し、2013年から2017年までの5年間、税額が段階的に引き上げられる。
- (24) 2013年7月16日の報道より。また、フィリピンの2012年のGDPに占める税収の割合は12.9%であった。
- (25) アキノ現大統領は貧困問題を深刻にしている

汚職の撲滅を目標に掲げており、2013年7月22日の大統領演説の中で、関税局と入国管理局を汚職が問題になっている政府機関として名指して批判した。